

## 香南市産業振興計画推進分野別部会設置要綱

平成27年10月30日

告示第109号

改正 平成27年11月30日告示第117号

## (設置)

第1条 香南市産業振興計画（以下「計画」という。）を着実に推進できる体制を築くため、香南市産業振興計画推進分野別部会（以下「部会」という。）を置く。

## (区分)

第2条 部会の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産業部会
- (4) 商業部会
- (5) 工業部会
- (6) 住宅部会
- (7) 観光部会

## (所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の検証及び評価並びに修正及び追加に係る検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## (組織)

第4条 部会は、第2条各号に掲げる区分ごとに、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、計画の策定委員及び各分野における関係団体の代表者、有識者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第6条 第2条各号に掲げる部会の区分ごとに部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

3 部会の会議は、必要があると認めるときは、合同で開くことができる。

(報償費)

第8条 委員が部会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費の額は、日額5,000円とする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、当該分野を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成27年度に委嘱又は任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命した日から平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成27年11月30日告示第117号)

この告示は、平成27年12月1日から施行する。